



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和3年度 第2号

(2021年8月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

「就職氷河期世代チャレンジ応援団」参加企業募集中!

(現在の参加企業数: 45社)

高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)では、就職氷河期世代の方の雇用や育成にご理解のある県内企業ネットワーク「就職氷河期世代チャレンジ応援団」を拡大中です。

応援団の取組	ジョブチャレンジ	求職者の適性に合う仕事・職場が見つかるまで企業でのトレーニングを積み重ねていく就労支援
	講話	企業の経営者が講師となり、業界への理解促進や、求職者の働くイメージづくりをサポート
	座談会	求職者と企業担当者との交流の場

- 応援団企業へのサポート: 講師派遣型セミナー(対象世代の人材育成や受入れ環境整備のための社内研修の実施にあたって講師を派遣します)
- 応援団企業の広報: 企業名をジョブカフェこうちHPや新聞で公表させていただきます。

【お問合せ】

高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)(本部)
tel: 088-802-1533 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル
開所日 月曜~金曜、第2・第4土曜(祝日と12/29~1/3は除く) 10:00~18:00(金曜のみ10:00~20:00)
E-mail: info@jobcafe-kochi.jp HP: https://www.jobcafe-kochi.jp

<https://www.jobcafe-kochi.jp/9854/>



「僕らの子育てキャンペーン」参加企業募集中!

仕事も子育ても大事にしたい、そんなお父さんの働き方を、会社のみんで応援するキャンペーンです。

男性も女性も、誰もがワークライフバランスを保ちながらやりがいを持って仕事を続けられる高知県を目指して、今しかできない・今だからこそできる男性の育児参画を後押しし、お父さんと子どもの時間をみんなで作りましょう!

【対象】高知県内のすべての企業・団体

【実施期間】令和3年11月1日(月)~11月30日(火)

【取組内容】職場に応じた取組で男性の育児を応援しましょう!

- ・育児休業や年次有給休暇の取得を勧める
- ・ノー残業デーを実施してみんなで早く帰る
- ・社員の子どもが参加できるレクリエーションを開催する
- ・テレワークや時差出勤を実施する など

【申込締切】令和3年10月29日(金)

※参加企業・団体の名称を新聞・県HP等で公表します! 申込方法等の詳細は県庁雇用労働政策課のHPへ!



マイナンバーカードを取得してみませんか？



申請用 WEB サイト
はこちら↓



マイナンバーカードは身分証明書として使用できるほか、コンビニでの住民票等の取得(※)ができる便利なカードです。

また、今後は、健康保険証としての利用や運転免許証との一体化など、活用の範囲が広がっていくことが予想されます。

カードは簡単に申請できますので、まだお持ちでない方はカードの取得を検討してみてもいいでしょうか。

※南国市、須崎市、香南市、いの町、仁淀川町、中土佐町、津野町、黒潮町で実施中。(R4.3月から高知市、R4年度中に四万十市も実施予定)

スマホでカンタンに！

ご自身のスマートフォンで顔写真を撮影し、申請用WEBサイトで顔写真の登録や必要事項の記入を行うだけで簡単に申請できます！

☆詳細は高知県市町村振興課行政担当までお問い合わせください。TEL：088-823-9313 E-Mail：s-gyousei@ken.pref.kochi.lg.jp

職場でカンタンに！

市町村職員が職場を訪問し、その場で写真撮影(無料)を行います。申請書を記入し、運転免許証等で本人確認を行えばカードは自宅に郵送されます！



相談先	女性相談支援センター [配偶者暴力相談支援センター]	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	警察
対象者	女性・DV被害者である男性	女性・男性	暴力被害者
電話番号	088-833-0783	女性対象相談 088-873-9555 男性対象相談 088-873-9100	警察本部の総合相談係 (#9110 又は 088-823-9110) 最寄りの警察署の生活安全 担当課
相談時間等	〈電話相談〉 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土・日・祝日 9:00～20:00 〈来所相談〉 月～金 9:00～17:15 (要予約) ※いずれも年末年始は除く	〈女性対象相談〉 休館日を除く 9:00～17:00 ※12:00～13:00 を除く 〈男性対象相談／事前予約制〉 第1・3 火曜日、第4 水曜日 18:00～20:00 ※休館日：第2 水曜日、祝日、 年末年始	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110 番へ

●犯罪被害者等の方々の方が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう、被害回復のための休暇制度の導入について考えてみませんか。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/101216_02.html (お問い合わせは) 高知労働局 雇用環境・均等室まで。TEL：088-885-6041

コロナ禍における社員の熱中症対策について

労務改善 Q&A



新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場ではマスクの着用をはじめとする感染予防対策を実施しているところですが、夏場は社員の熱中症のリスクが心配です。感染予防に配慮しつつ、どのように熱中症予防対策を行えばよいのでしょうか。



職場での熱中症予防の取組を呼びかけるため、厚生労働省が「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(期間は9月30日まで)を行っています。その実施要綱では、各事業場における重点実施事項が示されています。

その中では、まず、WBGT値(暑さ指数)を把握することとし、日本産業規格に適合したWBGT指数計により随時把握することを基本としています。「環境省熱中症予防情報サイト」を活用するなどして、その地域を代表する一般的なWBGT値を参考とすることも有効ですが、直射日光下などでの作業は実測する必要があります。

WBGT値が基準値を超えた場合又は超えるおそれのある場合には、WBGT値の低減等の対策として作業環境管理や作業管理、健康管理を徹底する必要があります。

WBGT値の低減対策の中で、新型コロナウイルス感染予防に配慮した取組としては次のようなものがあります。

- ・屋内でエアコンを使用する際は、換気に注意しましょう。エアコン使用中も、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定のこまめな調整などにより、部屋の温度を適正に保つようしましょう。
- ・屋内や車内の休憩場所では、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮しましょう。
- ・共有設備は、定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がけましょう。
- ・マスク着用時には、喉の湿きを感じにくくなることから、労働者が水分や塩分の定期的な摂取を行うよう、管理者が徹底を図るようにしましょう。
- ・屋外では、人と少なくとも2メートル以上の十分な距離を確保し、マスクを外せるよう、作業計画や作業方法を工夫しましょう。

まだ厳しい残暑が続く季節ですので、感染症と熱中症の予防対策の両立をしっかりと行い、重篤な熱中症災害を防止しましょう。

